

「各種施設整備補助に関する周知」

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用について

本補助金は、既存高齢者施設等の防災・減災対策整備に要する費用に対し、高齢者施設等の防災体制の強化に資することを目的として補助するもので、具体的な補助対象は以下の事業となります。

【補助対象】

- ・ 非常用自家発電設備の整備
- ・ 給水設備の整備
- ・ 水害対策強化
- ・ 感染症拡大防止のための換気設備の整備

【補助対象施設】

- ・ 地域密着型特別養護老人ホーム
 - ・ 小規模ケアハウス
 - ・ 認知症高齢者グループホーム
- など、原則定員29名以下の介護施設等

【補助上限額】

1,540万円または773万円（対象施設による）
※これを超える金額については事業者負担

補助額や必要書類等の詳細な情報は以下のホームページに掲載しております。
https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/kaigojigyo/koureikaigo_hojokin/tikikaigohukusikukan.html

例年のスケジュール
(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)

2025.3 集団指導 西宮市からの伝達事項
(福祉のまちづくり課)

補助前年の5月頃にホームページを更新。(補助対象や必要書類の公開)

補助前年の9月末までに相談及び必要書類を提出。

補助を受ける年の10月頃に内示。

内示後、事業着手。原則当該年度で事業終了。

11～12月頃に交付申請及び交付決定。

3～4月にかけて実績報告、補助金の支払い。

地域のショートステイ整備補助金 の活用について

本補助金は、地域のショートステイ（基準該当ショートステイのうち、デイサービス（地域密着型含む）に併設されるものを指します。）の整備にかかる経費について支援することで、地域包括ケアの推進及び高齢者の福祉の向上を図るものです。

【補助対象】

- ・ 個室の整備
- ・ 多床室の整備
- ・ スプリンクラー設備の整備

【補助対象施設】

- ・ デイサービスに併設される基準該当ショートステイを開設または定員を増やす事業所

【補助上限額】

- ・ 個室の整備 100万円×定員数
 - ・ 多床室の整備 25万円×定員数
 - ・ スプリンクラー設備の整備 100万円×定員数
- ※定員数が5を超える場合は5とする。
※「個室の整備＋スプリンクラー設備の整備」など複数同時に補助可能。ただし、補助額合計の上限額は「100万円×定員数」となり最大500万円とする。

補助額や必要書類等の詳細な情報は以下のホームページに掲載しております。
https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/kaigojigyo/koureikaigo_hojokin/shortstay_hojo.html

例年のスケジュール
(地域のショートステイ整備補助金)

2025.3 集団指導 西宮市からの伝達事項
(福祉のまちづくり課)

ホームページ上で随時協議受付。

法人からの事前協議受理後、市から法人に対し内示。

内示以降に事業着手。

交付申請及び交付決定。

原則当該年度で事業終了。

事業終了後、実績報告、補助金の支払い。

障害福祉分野におけるICT導入モデル事業補助金の活用について

本補助金は、障害福祉分野におけるICTの活用により障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害福祉サービス事業所等がICTを導入する際の経費を支援し、ICTの活用モデルを構築することを目的とします。

【補助対象】

- ①情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）
- ②ソフトウェア（事業所での業務を支援するソフトウェア、バックオフィス業務のためのソフトウェア）※一気通貫で業務を行えることが条件
- ③通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）
- ④保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象

【補助対象施設】

- ・ 障害福祉サービス事業者
- ・ 障害者支援施設事業者
- ・ 一般相談支援事業者
- ・ 特定相談支援事業者
- ・ 障害児支援事業者
- ・ 障害児相談支援事業者

【補助基準額の上限】

100万円

【補助率】

3/4

※これまでに当該補助を受けたことがある場合でも、導入機器が異なる場合は申請可能。

例年のスケジュール
(障害福祉分野におけるICT導入モデル事業補助金)

2025.3 集団指導 西宮市からの伝達事項
(福祉のまちづくり課)

5月頃に市から対象施設に対して案内通知。

事業計画書の提出があった事業所の内、市が採択した事業所に対して10月頃に内示。

内示が出た事業所については当該年度の4月1日以降に事業着手のうえ年度末までに事業完了。

3月頃に交付申請及び交付決定。

4～5月にかけて実績報告、補助金の支払い。

障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金の活用について

本補助金は、障害福祉分野におけるロボットの活用により障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害福祉サービス事業所等がロボットを導入する際の経費を支援するものです。

【補助対象】

移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援、入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があるロボット

【補助対象施設】

- ・ 障害者支援施設
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 短期入所
- ・ 重度障害者等包括支援障害福祉サービス事業者

【1台当たりの導入経費の補助対象額】

移乗介護、入浴支援：10万円以上 100万円以下

移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援：10万円以上 30万円以下

ただし、同機種を複数購入する場合も上限額の範囲内での補助になる。

【1つの施設・事業所に対する補助基準額】

①ロボット等の導入に伴う経費

- ・ 障害者支援施設：210万円
- ・ 共同生活援助（グループホーム）：150万円
- ・ その他事業所：120万円

②見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費

- ・ 障害者支援施設、共同生活援助（グループホーム）のみ：750万円

【補助率】

3/4

例年のスケジュール
(障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金)

2025.3 集団指導 西宮市からの伝達事項
(福祉のまちづくり課)

5月頃に市から対象施設に対して案内通知。

事業計画書の提出があった事業所の内、市が採択した事業所に対して10月頃に内示。

内示後に事業着手し、年度末までに事業完了。

11月頃に交付申請及び交付決定。

4～5月にかけて実績報告、補助金の支払い。

注意事項とお願い

- ・ 補助金はすべて国または市の予算措置が前提となるため、補助は一部又は全部が出ないこと、事業所によっては補助対象でないこともあります。
- ・ 不明な点等があれば、福祉のまちづくり課、施設・介護人材対策推進チーム（0798-35-3050）まで問合せ、相談してください。